

新型コロナウイルス感染症患者等への対応に係る手当支給について

R2. 4. 17制度企画グループ

このたび本学病院から、別紙のとおり、新型コロナウイルス感染症への治療について、医師や看護師ら医療従事者が感染リスクや高い精神的な緊張度を抱えながら、使命感を持って業務に従事していることから、当該医療従事者の業務に対する強い負担に鑑み、特例として特殊勤務手当を支給してほしい旨の要望があった。

国家公務員においては、新型コロナウイルス感染症が流行している地域を発航した航空機や航行中に当該感染症患者があった船舶の内部において、当該感染症の患者若しくはその疑いがある者（以下「患者等」という。）の身体に直接接触又は長時間にわたり接して行う作業に従事した場合には、その業務が著しく危険で、かつ著しく特殊性があることから、人事院規則を改正して、特例として手当を支給している。

現在、広島県においては、新型コロナウイルス感染症患者が拡大している状況にあり、本学病院においても当該患者等への医療業務を行っているため、当該医療業務に従事した場合には、著しく危険等である業務に従事していることから、国家公務員の規定（航空機や船舶内での当該感染症患者等への医療業務に対する手当支給）に準じて、特殊勤務手当の特例として、下記のとおり支給することとしたい。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1. 支給対象職員 | 病院に勤務する医師，看護職員及び医療職員
(契約職員及び非常勤職員を含む。) |
| 2. 支給対象作業内容 | 新型コロナウイルス感染症と診断された者又は感染の疑いのある者に対して行う医療従事者の業務 |
| 3. 支給額 | 1日 4,000円 |
| 4. 適用日 | 令和2年2月1日(疑いのある患者の受け入れ開始時期)
※ 国家公務員は、令和2年1月27日から適用 |

(参考)

- 一患者当たりの1日の対応者数
医師 2～3名，看護師 3～4名，理学療法士 1名，放射線技師 1名
合計 15名程度

【上記特例の適用規則】

- ・ 広島大学職員給与規則（平成16年4月1日規則第88号）第42条（雑則）
- ・ 広島大学年俸制職員給与規則（令和元年12月24日規則第233号）第40条（雑則）
- ・ 広島大学年俸制導入促進費対象職員給与規則（平成26年3月26日規則第27号）第25条（雑則）
- ・ 広島大学教育研究系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則（平成20年3月28日規則第67号）第208条（雑則）
- ・ 広島大学事務・技術系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則（平成20年3月28日規則第68号）第112条（雑則）
- ・ 広島大学非常勤職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則（平成20年3月28日規則第70号）第44条（雑則）

(雑則)

特別の事業によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる